

船橋市立大神保青少年キャンプ場の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市立大神保青少年キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の運営に関し、船橋市青少年キャンプ場条例（昭和51年船橋市条例第38号。以下「条例」という。）及び船橋市青少年キャンプ場条例施行規則（昭和51年船橋市教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 キャンプ場を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、未成年者のみの使用はできないものとする。

- (1) 青少年団体及び青少年育成団体（以下「青少年団体等」という。）
- (2) 未成年を含む団体（前号を除く。）
- (3) 未成年を含むグループ及び家族
- (4) 小学校、中学校、高等学校、及び特別支援学校
- (5) 幼稚園及び保育所
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者

(青少年団体等)

第3条 市内の青少年団体等とは、船橋市社会教育関係団体のうち、青少年団体として、船橋市教育委員会に登録した別表に掲げる団体をいう。

2 市外の青少年団体等とは、前項に準ずる団体をいう。

(定員等)

第4条 キャンプ場の定員は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるところとする。

区分	定員
第1キャンプ場	100人
第2キャンプ場	150人
第3キャンプ場	50人

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、同項に規定する定員を変更することができる。

3 教育委員会より共催等承認通知を受けた事業について、教育委員会が必要があると認めるときは、同条第1項の規定にかかわらず、キャンプ場を専有することができる。

(予約の受付)

第5条 キャンプ場を予約しようとする者は、使用日の3月前の同日午前9時から、予約することができる。ただし、代表者が市外に住所を有する場合は、使用日の1月前の同日午前9時からの予約とする。予約受付開始日が船橋市の休日を定める条例(平成元年船橋市条例第12号)第1条第1項に規定する休日(以下「市の休日」という。)に当たるときは、市の休日の前日を予約の受付開始日とする。

2 雨天等により使用できないときに備え、予約しようとする日(以下「予備日」という。)については、市の休日及び市内小中学校の夏季休業日(7月21日から8月31日まで。以下「夏季休業日」という。)を除いた日のみ予約することができる。

(優先予約)

第6条 第2条に規定する対象者のうち、同条第3号を除く者及び市又は教育委員会は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、キャンプ場の優先予約をすることができる。

- (1) 市又は教育委員会が主催または共催して事業を実施する場合。
- (2) 国、県及び他市区町村が行政目的達成のために実施する事業で、参加者募集等の事業運営のため、早期に会場確保が必要である場合。
- (3) 青少年団体等が青少年の健全育成目的達成のために実施する事業で、参加者募集等の事業運営のため、早期に会場確保が必要である場合。
- (4) その他、特に教育長が必要と認める場合。

2 優先予約をしようとする市内の者及び前項第2号に規定する国及び県は、使用を希望する日の属する月の12月前の初日から優先予約をすることができる。優先予約開始日が市の休日に当たるときは、市の休日の前日を優先予約の受付開始日とする。

3 優先予約をしようとする市外の者は、使用を希望する日の属する月の10月前の初日から優先予約をすることができる。優先予約開始日が市の休日に当たるときは、市の休日の前日を優先予約の受付開始日とする。

4 優先予約の申し込み回数は、1年度に3回までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

- 5 優先予約をしようとする日の予備日については、市の休日及び夏季休業日を除いた日のみ優先予約することができる。
- 6 優先予約をしようとする者は、事前にキャンプ場の空き状況を確認しなければならない。

(優先予約の申請)

第7条 第6条第2項及び第3項の規定により、キャンプ場の優先予約をしようとする者は、規則第4条第1項に定める申請期限の前日（申請期限が市の休日に当たるときは、その前日）までに、船橋市青少年キャンプ場優先予約申請書（第1号様式）（以下「予約申請書」という。）に必要書類を添えて、申請しなければならない。

- 2 教育長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、船橋市青少年キャンプ場優先予約決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。
- 3 決定通知書が交付された者は、規則第4条第1項の規定に基づき使用の手続を行わなければならない。
- 4 優先予約の申請期限までに予約申請書が提出されないときは、優先予約を取り消すことができる。

(使用者の守るべき事項)

第8条 規則第8条第3号に規定する所定の場所とは、次のとおりとする。

- (1) かまど及びかまど周辺の指定した範囲（喫煙を除く。）
 - (2) 青少年団体等が、青少年の健全育成を図ることを目的に実施する事業（立ちかまど等）で、教育委員会が事前に認めた範囲
 - (3) キャンプファイヤーについては、第1キャンプ場及び第2キャンプ場の教育委員会が事前に認めた範囲
- 2 前項第3号の規定により使用することのできる時間は、原則午後7時から午後9時までとする。
 - 3 直火は原則禁止とする。ただし、落ち葉を使用した焼き芋等、青少年の体験活動を目的に実施する場合は、教育委員会が事前に認めるときに限り、平日の午前9時から午後4時までの間は、使用できるものとする。
 - 4 キャンプ場での飲酒は禁止とする。

- 5 キャンプ場での花火は原則禁止とする。ただし、市又は教育委員会が主催する事業等、教育委員会が特に必要があると認めるときはこの限りではない。
- 6 火気の使用（第1項第1号を除く。）については、事前に船橋市内の消防署へ届出なければならない。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

別表

市内の青少年団体等

名称
日本ボーイスカウト千葉県連盟船橋地区
ガールスカウト千葉県連盟船鎌地区
船橋海洋少年団
空挺少年団
船橋交通少年団
船橋市野球協会少年学童部
船橋リトルリーグ野球協会
船橋市青少年相談員連絡協議会
船橋市青少年補導委員連絡協議会
船橋市青少年の環境をよくする市民の会
船橋市子ども会育成連絡会
IBA 船橋
船橋市少年少女団体連絡協議会
船橋市国際親善の会
船橋・津別青少年交流協会
船橋企業警察防犯連絡協議会

第1号様式

船橋市青少年キャンプ場優先予約申請書

年 月 日

船橋市教育委員会教育長 あて

申請者 住 所
団 体 名
代表者名
電話番号

船橋市青少年キャンプ場を優先予約したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 日 時

2. 行事名

3. 内 容

4. 使用施設

第1 キャンプ場 第2 キャンプ場 第3 キャンプ場

※該当する施設に

5. 利用予定者数 人

6. 理 由

第2号様式

船橋市青少年キャンプ場優先予約決定通知書

年 月 日

様

船橋市教育委員会教育長

年 月 日付で申請のあった船橋市青少年キャンプ場の優先予約について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 優先予約を認めます。

(1) 日 時

(2) 行事名

(3) 使用施設

なお、使用にあたり、船橋市青少年キャンプ場条例施行規則第4条に基づき、船橋市教育委員会生涯学習部青少年課に「船橋市青少年キャンプ場使用許可申請書」及び「活動プログラム」を提出してください。